

## 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案の概要

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 1. 改正の趣旨

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項及び第 6 条第 1 項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）に規定する支給期間の延長等を行うもの。

### 2. 改正の概要

#### (1) 住居確保給付金の支給期間の延長等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村をいう。以下同じ。）が、令和 2 年度中に新たに住居確保給付金を申請した者の支給期間を、最長 9 か月から最長 12 か月へ延長することを可能とする。
- その際、申請日の属する月から起算して 3 回目の延長による住居確保給付金（10 か月目から 12 か月目までの分）を受けようとする場合には、
  - ・ 資産要件について、金融資産の合計額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額に 3 を乗じて得た額（当該額が 50 万円を超える場合は 50 万円とする。）であることとするとともに、
  - ・ 求職活動要件について、①公共職業安定所への求職の申込み及び②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動の要件を適用することとする。

#### (2) 住居確保給付金の支給要件に係る特則の変更等

- 離職又は事業の廃止により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者（規則第 3 条第 1 号）については、改正前の規則附則第 4 条で措置している求職活動要件の暫定措置を適用せず、①公共職業安定所への求職の申込み及び②期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上

の労働契約による就職（常用就職）を目指した求職活動の要件を適用することとする。

(3) その他所要の改正

- 様式第一号（表面）等について所要の改正を行う。

3. 根拠規定

法第3条第3項及び第6条第1項

4. 施行期日等

公 布 日：令和2年12月下旬（予定）

施行期日：令和3年1月1日